

平成 31 年 天草市農業委員会第 5 回総会議事録

平成 31 年 4 月 24 日天草市役所別館 B 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13 名）

1 番	本 田 実 君	2 番	中 川 徹 君
3 番	黒川紀世子 君	4 番	松 下 敏 明 君
5 番	山 下 和 弘 君	6 番	玉 田 秀 敏 君
7 番	金 棒 康 二 君	8 番	淀 川 洋 一 君
9 番	富 崎 ますみ 君	10 番	中 村 三 千 人 君
11 番	山 並 彰 一 郎 君	12 番	井 島 安 一 君
13 番	野 中 幸 廣 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0 名）

なし

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6 名）

事務局長	岩 本 隆 二	係 長	荒 木 賢 司
係 長	松 本 馨	主 査	中 山 喜 光
書 記	山 川 裕 輔	書 記	井 上 拓 海

4、議事日程

開 会

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議第 54 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 4 議第 55 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議第 56 号 買受適格証明について

日程第 6 議第 57 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第 7 議第 58 号 非農地通知書交付申請について

日程第 8 報告事項について

閉 会

開 議 午後1時55分

○事務局（岩本隆二君） ただいまから平成31年天草市農業委員会第5回総会を開催いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） 皆様こんにちは。会長になり初めての総会ですので、不安もありますけれども、頑張って進行していきたいと思えます。また新たに委員になり、初めて委員会に出席された委員の皆さんも不安があると思えますが、法律に基づきスムーズにこの会が進行していけますようよろしくお願い致します。農地は農業者の財産です。十分協議して答えを出していきたいと思えます。農業委員、農業委員会事務局及び農地利用最適化推進委員で密に連携をしていながら、農地利用最適化の推進及び農地の状況を把握し、遊休農地の発生防止及び担い手農家への集積並びに集約化、新規参入農業者への支援、農地バンクへの登録等、農業委員の仕事は多岐に渡りますが、天草市の農家のために尽力していきましょう。高齢化も進み、荒廃地が多いですが少しでも減らすことができればと思っています。農業の発展のため3年間、委員として全力で邁進して行かなければなりません。これからも様々な案件が出てくると思えますが、本日の審議もどうぞよろしくお願い致します。

○事務局（岩本隆二君） 本日は、全委員が出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことを報告します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（本田実君） それでは、これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、5番山下委員、6番玉田委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第53号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。本渡町の譲受人は本渡町の譲渡人より、本渡町の田720㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡海水浴場から南西へ約0.6km、青色で着色した市道大矢崎明瀬線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には飼料作物を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をよろしくお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、問題はないと思えます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 2番について説明します。栢宇土町の譲受人は栢宇土町の譲渡人より、栢宇土町の畑278㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色したイオン天草ショッピングセンターから北西へ約0.9km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 3番について説明します。倉岳町の譲受人は和歌山県紀の川市の譲渡人より、倉岳町の畑178㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した浦出張所から南西へ約0.6km、青色で着色した県道59号有明倉岳線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願いします。

○11番（山並彰一郎君） 先日現地を確認したところ特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 4番について説明します。天草町の譲受人は天草町の譲渡人より、天草町の田 961㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草口ザリ才館から西へ約0.2km、青色で着色した国道389号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○4番（松下敏明君） 先日現地調査を実施しました。不許可要件に該当しないとのことにて問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第3、議第54号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の2ページをお開きください。1番について説明します。この案件は、平成30年11月に農用地区域からの除外申請があり、平成30年天草市農業委員会第11回総会において許可見込みありと判断され、平成31年3月に除外されたものです。転用者は本渡町の個人で、本町の畑714㎡に植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本町小学校から西へ約4.0km、青色で着色した県道本渡茶北線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がり区域内

にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、前所有者が椎茸の原木用にクヌギを植えて管理をしていましたが、前所有者が亡くなってからは椎茸栽培を行わなくなり、原木として管理することが困難となったため山林として利用する計画です。資料③の2ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に植林はされており始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地確認を実施しました。特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 2番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の畑169㎡に植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧有明東中学校から南へ約0.1km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農地としての管理が困難なため、クヌギを18本植林し山林として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に植林はされており始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 現地確認を実施しましたが隣接する農地もなく、特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 3番について説明します。転用者は天草町の個人で、天草町の畑1,293㎡に植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した下田郵便局から北へ約1.1km、青色で着色した国道389号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農地として管理が困難なためヒノキを300本植えて山林として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番(松下敏明君) 現地調査を実施しました。特に問題はないと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(本田実君) 日程第4、議第55号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 資料②の3ページをお開きください。1番について説明します。転用者は今釜新町の個人外1で、今釜新町の畑191㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所から東へ約0.3km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため住宅1棟、3台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の3ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地確認を実施しました。周辺に農地もなく特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 2番について説明します。転用者は浄南町の個人で、本渡町の田732㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校から南西へ約0.2km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅用地としての需要が見込まれるため、9区画の宅地として分譲する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地確認を実施しました。特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 3番について説明します。転用者は熊本市西区の個人で、志柿町の畑257㎡を交換により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草とれたて市場から南へ約0.1km、青色で着色

した国道 324 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、共同住宅 2 棟を建設し利用する計画です。資料③の 3 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に共同住宅は完成しており始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（黒川紀世子君） 先日現地確認を実施しました。特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、3 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 4 番について説明します。転用者は志柿町の個人で、志柿町の田 723 m²を売買により取得して植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草東中学校から西へ約 0.4km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、山林事業の拡大のためスギ 200 本を植林する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（黒川紀世子君） 先日現地確認を実施しました。山に囲まれており特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、4 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の4ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は本渡町の個人で、下浦町の畑406㎡に賃借権を設定して太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した金焼簡易郵便局から北へ約0.2km、青色で着色した県道283号下浦馬場線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得たいため、太陽光パネル288枚を設置し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○3番（黒川紀世子君） 先日現地確認を実施しました。特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 6番について説明します。転用者は栄町の法人で、亀場町の田440㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色したイオン天草ショッピングセンターから西へ約0.4km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則許可できませんが、集落接続に該当するため許可が可能です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅用地として需要が見込まれるため、建売住宅1棟、4台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の4ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

- 議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。
- 8番（淀川洋一君） 先日現地確認を実施しました。特に問題はないと思います。
- 議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

- 事務局（山川裕輔君） 7番について説明します。転用者は長崎県長崎市の法人で、有明町の田1,398㎡に賃借権を設定して太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した有明東保育園から西へ約0.1km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得たいため、太陽光パネル324枚を設置し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。隣接農地の所有者からの同意書は同意の意思はあるが、印鑑はつかないとのことで添付はありません。隣接農地に影響がある場合については設置者及び土地所有者で解決する旨の理由書が添付されています。以上です。

- 議長（本田実君） 先日現地確認を実施しました。隣地農地所有者とも話ができて、太陽光発電には反対しないが、書類に印鑑をつきたくないことを確認をしました。問題が発生した場合は設置者及び土地所有者で対応する旨の理由書が添付されていますので、問題はないと思います。

- 議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、7番の件につきまして、質疑はありませんか。

- 13番（野中幸廣君） 太陽光発電施設を国道の傍に設置することで問題はないのでしょうか。

- 議長（本田実君） 太陽光発電施設は国道の傍にいくつか既に設置してあるが、問題ないと理解している。今回の申請については次回までに確認し、回答するというところでよろしいでしょうか。

○議長（本田実君） 他に質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 8番について説明します。転用者は長崎県長崎市の個人で、有明町の田1,095㎡に賃借権を設定して太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した大浦郵便局から南東へ約0.1km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得たいため、太陽光パネル268枚を設置し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 先日現地確認を実施しました。特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の5ページをご覧ください。9番について説明します。転用者は熊本市西区の個人で、有明町の田2,081㎡を売買により取得して、太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した道の駅有明から東へ約0.1km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得たいため、太陽光パネル360枚を設置し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 先日現地確認を実施しました。特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、10番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 10番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑165.02㎡を売買により取得して通路、作業場、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した地域交流センターおおくすから南東へ約0.8km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、申請地に隣接する転用者のビニールハウスへの通路が狭いことと、作業スペースが不足しているため、通路、作業場及び2台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請があった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○5番（山下和弘君） 先日現地確認を実施しました。特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、10番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、11番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 11番について説明します。この案件は、平成31年3月に開催された農業委員会総会において太陽光発電施設へ転用する計画で許可された農地について再度許可申請されたものです。田1,621㎡すべてに太陽光発電施設を設置する計画でしたが、許可後、施工業者と土地所有者との間で計画面積の変更があり、当初計画から面積が減少

したため、3月に公布した許可書を返戻され、今回申請されました。転用者は本渡町の個人で、河浦町の田1,040㎡に賃借権を設定して太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦支所新合出張所から南西へ約0.5km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得たいため、太陽光パネルを272枚設置し利用する計画です。資料③の5ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請があった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○13番（野中幸廣君） 先日現地確認を実施しました。特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、11番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、12番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の6ページをお開きください。12番について説明します。

この案件は、平成30年11月に農用地区域からの除外申請があり、平成30年天草市農業委員会第11回総会において許可見込みありと判断され、平成31年3月に除外されたものです。転用者は川原新町の個人で、河浦町の田1,367㎡を売買により取得して太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した崎津集落ガイダンスセンターから北へ約1.2km、青色で着色した国道389号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得たいため、太陽光パネルを324枚設置し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請があった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○13番（野中幸廣君） 先日現地確認を実施しました。特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、12番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、13番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 13番について説明します。転用者は熊本市の法人で、河浦町の田776㎡に賃借権を設定して太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した崎津集落ガイダンスセンターから北へ約1.7km、青色で着色した国道389号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得たいため、太陽光パネルを156枚設置し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請があった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○13番（野中幸廣君） 先日現地確認を実施しました。特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、13番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第5、議第56号、買受適格証明ついてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 買受適格証明書とは、農地を取得できる資格を有していることを証明するものです。この証明書は農地が競売に付された場合、入札に参加するために必要となります。1番について説明します。本渡町の申請人は、佐伊津町の田4,281㎡を競売により取得したいため、耕作目的の買受適格者として証明願いたいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草広域連合中央消防署から北西へ約0.7km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真に

なります。次が現地の写真になります。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。競売の場所は熊本地方裁判所売却上です。以上です。

○議長（本田実君） 日程第6、議第57号、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 議第57号について説明する前に、今年度初めて委員になられた方もいらっしゃると思いますので、利用権設定について簡単にご説明させていただきます。

利用権とは、農業上の利用を目的とする「賃借権」「使用賃借権」「経営受委託に係る使用収益権」の3つの権利のことを言います。

農業委員会は、農業者や農地中間管理機構（県農業公社）、農協（JA）などと協力して農地の利用関係を調整しておりますが、農業経営基盤強化促進法（通称：基盤強化法）による利用権設定については、所有者と耕作者の相対での契約となります。

このほか機構法による利用権設定については、所有者と耕作者の間に農地中間管理機構（県農業公社）が入ってマッチングを行い、成立した契約のことを言います。

また、農地利用集積円滑化事業については、所有者と耕作者の間に農協（JA）が入って行う契約のこととなりますが、今後は機構法の利用権設定に集約されていきます。

それでは、議第57号について説明します。資料②の8ページからご説明いたします。所有権移転の計画が0件、利用権の新規設定の計画が17件、再設定の計画が9件、転貸が0件、合計で26件、筆数40筆、総面積49,601㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の7ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第7、議第58号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の22ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数は、本渡地域が1件、栖本町が1件。筆数は全体で3筆、面積は1,598㎡となっております。

す。現地確認を実施し、資料③の 8 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。

それでは、スクリーンをご覧ください。1 番、2 番の地図です。天草地域医療センターから北へ約 0.4km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が 3 番の地図です。栖本地区コミュニティセンターから北西へ約 1.4km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 8、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の 23 ページをお開きください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第 4 条関係許可不要転用届はありませんでした。第 5 条関係許可不要転用届はありませんでした。平成 31 年天草市農業委員会第 3 回総会、議第 14 号農地法第 3 条 3 番について申請書の譲渡人の住所に誤りがあったと申し出がありました。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 31 年天草市農業委員会第 5 回総会を閉会致します。

午後 15 時 45 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 本田実

署名委員 玉田秀敏

署名委員 山下和弘